

# 令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業者募集要項

令和2年8月31日

## 1 目的

交野市では、市庁舎等の財産を有効に活用し、自主財源の確保、地域経済の活性化、来庁者の利便性の向上等を図ることを目的として、交野市役所庁舎案内、交野市内全域地図及び地図上に所在する民間企業等広告主を掲載した案内板（以下、「広告付き案内地図」という。）並びに行事案内板を設置することとし、次のとおり交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業者（以下、「設置事業者」という。）を募集します。

## 2 施設の概要

- (1) 名称 交野市役所本館
- (2) 所在地 交野市私部1丁目1番1号
- (3) 開庁時間 午前9時から午後5時30分まで
- (4) 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (5) 参考数値 ①人口 77,669人（令和2年7月末現在）  
②世帯数 33,052世帯（令和2年7月末現在）

## 3 業務内容

- ①交野市役所本館において、設置事業者は、広告付き案内地図及び行事案内板を作成し設置する。
- ②設置事業者は、交野市内全域地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

- ## 4 募集内容
- 別紙1「令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業仕様書」記載のとおり

## 5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。もしくは、申立てがあつた場合でも、同法に基づく更生手続開始の決定を受け、その旨を証する書類を提出できる者。
- (3) 「交野市建設工事等指名停止要綱」による指名停止等の期間中でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれの

ある団体に属する者でないこと。

- (5) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条の規定に該当しない者。
- (6) 国又は地方公共団体において、広告付き案内地図等設置事業又はこれに類する広告事業の実績を有していること。

## 6 応募申込手続き

応募を希望される方は、本募集要項のほか、事前に本市総務課のホームページに掲載している「令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業仕様書」、「令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業協定書（案）」、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」を必ずご確認の上、応募してください。

### (1) 申込受付期間

令和2年8月31日（月）から令和2年9月11日（金）まで  
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

### (2) 申込受付場所

交野市私部1丁目1番1号  
交野市役所本館2階 総務課

### (3) 申込みに必要な書類（各1部）

①	応募申込書兼応募価格提示書（本市所定様式）	本市総務課ホームページよりダウンロードしてください。
②	誓約書（本市所定様式）	
③	企画提案書（任意様式）	広告付き案内地図及び行事案内板に係る以下の必要事項を記載又は添付してください。
必要事項	ア	使用機器等のカタログもしくは仕様書（構造、寸法、デザインの分かるもの）
	イ	設置位置図、設置立面図及びイメージ図（寸法等記載）
	ウ	掲載情報等の案
	エ	転倒防止等安全対策
	オ	使用機器の消費電力（W）
	カ	保守管理及び更新体制並びに緊急時の対応に関すること
	キ	設置に係る準備作業を含む業務全体のスケジュール
④	同種実績調書（任意様式）	

### (4) 申込手続

- ① 申込受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に直接持参し、提出してください。郵送、電話、FAX及びインターネットによる受付は行いません。なお、提出された書類等は返却しません。
- ② 応募申込書兼応募価格提示書には、年間（12か月間）の応募価格（提案使用料）を百円

単位で記載してください。広告付き案内地図及び行事案内板の設置に係る光熱費等の経費は提示していただく必要はありません。

## 7 質疑回答

募集内容に関し、質問しようとする者は、令和2年9月3日（木）午前11時までにFAXにより本市総務課へ質疑を行ってください（任意様式）。質疑に対する回答は、令和2年9月9日（水）午後3時以降に全応募者にFAXにて通知します。

## 8 設置事業者等の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置事業者の決定は、令和2年9月11日（金）の予定です。設置事業者の決定後、全応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を書面にて通知します。

## 9 協定書の締結について

設置事業者に決定した者は、速やかに本市と協議を行い、令和2年10月30日（金）までに、本市と本事業に係る協定書の締結を行うものとします。また、設置事業者は、広告付き案内地図及び行事案内板の仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等並びに広告付き案内地図の広告掲載に関する事項について、あらかじめ本市と協議し、当該事項を記載した事業計画書を本市に提出していただきます。

## 10 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和2年9月24日（木）までに、下記書類を提出してください（各1通）。

①	行政財産使用申請書（本市指定様式）	
②	証明書類（発行日から3か月以内のもの）	
	法人の場合	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、【国税】法人税と消費税等に未納がない証明（その3の3）、法人市民税の直前1年間の納税証明
	個人の場合	代表者の印鑑証明書（市区町村発行）、代表者の身分証明書※1、代表者の登記されていないことの証明書※2、【国税】申告所得税等と消費税に未納がない証明（その3の2）、個人市府民税の直前1年間の納税証明書※1 代表者の身分証明書は、本籍地の市区町村で取得する必要があります。

		※2 代表者が「成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しない証明書」が必要です。法務局にて発行を受けてください。
--	--	--

#### 11 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに本市と本事業に係る協定書を締結しなかった場合又は使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

#### 12 その他

使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

#### 13 募集に関する問い合わせ先

交野市総務部総務課

交野市私部1丁目1番1号

電 話 072-892-0121 (内線522)

FAX 072-891-5046



## 誓約書

私は、交野市が実施する「令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業者募集」の申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書兼応募価格提示書の提出に際し、「令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業者募集要項」について十分に理解し、応募資格をすべて満たしていますので申し込み、参加します。
- 2 応募申込書及び関係書類の記載事項は、すべて事実と相違ありません。
- 3 設置事業者に決定した場合は、交野市のホームページ等において本事業に係る協定内容等を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

交野市長 様

住所（所在地）

氏名又は名称

代表者氏名

印